

# 深川市防犯協会規約

(名 称)

第1条 この会は深川市防犯協会という。

(組 織)

第2条 この会は、深川市民及び市内の事業所で、本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

2. この会は、次の支部を設け事業の推進にあたる。

- (1) 深川支部
- (2) 一己支部
- (3) 音江支部
- (4) 納内支部
- (5) 多度志支部

(事務所)

第3条 この会の事務所は市役所総務課におく。

(目 的)

第4条 この会は、市民に防犯思想の普及徹底をはかり、犯罪のない明るい社会づくりをすることを目的とする。

(事 業)

第5条 この会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯対策の調査ならびに検討
- (2) 防犯思想の普及宣伝
- (3) 青少年非行化防止
- (4) 防犯施設の強化
- (5) 犯罪の予防・検挙に対する協力
- (6) 防犯功労者の表彰
- (7) その他この会の目的達成のため必要な事項

(役 職 員)

第6条 この会に次の役員及び職員を置く。

会 長	1名
副会長	5名
理 事	12名
監 事	2名
書記会計	1名

第7条 役員を選任及び構成は、次に掲げる各事項とする。

2. 会長、理事及び監事は別に定める役員選考委員会の推薦により選出し、副会長は、会長以外の各支部長がこれにあたる。
3. 書記会計を除く役員 of 支部ごとの人数構成は、各支部からの推薦者の構成とし、各支部の人数は役員選考委員会規程において定める。

(役員 of 職務)

第8条 会長は会務を総括し、この会を代表する。副会長は会長を助け、会長事故あるときはその職務を代理する。

理事は総会 of 決定事項につき、その執行にあたる。監事は会計を監査する。

(役員 of 任期)

第9条 役員 of 任期は2年とする。

2. 補欠により就任した役員 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。
3. 役員は任期満了後でも、後任者 of 就任するまでその任務を行うものとする。

(防犯推進委員)

第10条 防犯活動 of 効果的な推進を図るため、この会に防犯推進委員を置く。

2. 防犯推進委員 of 設置及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第11条 この会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は役員会 with 推薦し、会長が委嘱する。
3. 顧問は会議に出席し意見を述べるることができる。

(会議)

第12条 会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回開催し役員及び深川支部、一已支部それぞれ8名、納内支部、音江支部、多度志支部それぞれ5名の防犯推進委員による支部代議員31名をもって構成する。

2. 総会 of 審議事項は、次に掲げる各号とする。

- (1) 規約 of 変更
- (2) 予算 of 議決及び決算 of 承認
- (3) その他重要事項 of 決定及び執行

(会議の運営)

第14条 会議は会長が招集する。

2. 会議の決議は、出席者の過半数で決め可否同数の場合は議長が決める。

(会計)

第15条 この会の経費は次に掲げるものをもってあてる。

(1) 賛助金

(2) その他の収入

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は昭和43年4月12日から施行する。

付 則

この規約は平成3年4月18日から施行する。

付 則

この規約は平成26年4月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成31年4月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(規約第6条、7条、13条一部改正)

付 則

この規約は令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(規約第7条一部改正)